

○指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

平成二十四年七月十日

山口県条例第四十六号

〔指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例〕をここに公布する。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(平二五条例一五・改称)

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
- 第二章 指定児童発達支援(第四条―第二十三条)
- 第三章 指定医療型児童発達支援(第二十四条―第二十七条)
- 第四章 指定放課後等デイサービス(第二十八条―第三十一条)
- 第五章 指定保育所等訪問支援(第三十二条―第三十五条)
- 第六章 多機能型事業所の特例(第三十六条・第三十七条)
- 第七章 基準該当通所支援(第三十八条・第三十九条)
- 第八章 雑則(第四十条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の四第一項第二号、第二十一条の五の十五第二項第一号(法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。)並びに第二十一条の五の十八第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(平二五条例一五・一部改正)

(指定障害児通所支援の事業の指定)

第二条 指定障害児通所支援の事業の指定に係る法第二十一条の五の十五第二項第一号(法第二十一条の五の十六第四項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

(一般原則)

第三条 指定障害児通所支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所

支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

- 2 指定障害児通所支援事業者は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援を提供するよう努めなければならない。
- 3 指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 4 指定障害児通所支援事業者は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（平二五条例三・一部改正）

## 第二章 指定児童発達支援

（平二五条例一五・改称）

（児童発達支援の原則）

第四条 児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

（従業者）

- 第五条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)には、規則で定める員数の指導員又は保育士及び児童発達支援管理責任者(障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)を置かなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業所において日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、規則で定める員数の機能訓練担当職員(日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。
  - 3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、規則で定める員数の嘱託医、看護師、児童指導員(障害児の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)、機能訓練担当職員及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

4 第一項に規定する従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(平二七条例二二・一部改正)

第六条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)には、規則で定める員数の嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。ただし、障害児四十人以下を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては栄養士を、調理の業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては調理員を置かないことができる。

2 指定児童発達支援事業所において日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、規則で定める員数の機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、規則で定める員数の言語聴覚士のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、規則で定める員数の機能訓練担当職員を置かなければならない。

4 第二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、規則で定める員数の看護師及び機能訓練担当職員を置かなければならない。

5 指定児童発達支援事業所の従業者(嘱託医を除く。)は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位(指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。)ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、栄養士及び調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができる。

(平二五条例四二・平二七条例二二・一部改正)

(管理者)

第七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の社会福祉施設等の職務に従事させることができる。

(従たる事業所を設置する場合の特例)

第八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)における主たる事業所(以下「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合にあつては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

#### (設備)

第九条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)には、指導訓練室を設けるほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。
- 3 指定児童発達支援事業所の設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第十条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。)、医務室、相談室、調理室及び便所を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、障害児の支援に支障がない場合は、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室を設けないことができる。

- 2 主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所には、静養室を設けなければならない。
- 3 主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、聴力検査室を設けなければならない。
- 4 第一項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。
- 5 指定児童発達支援事業所の設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

#### (非常災害対策)

第十一条 指定児童発達支援事業者は、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び障害児の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画(以下「施設内防災計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに障害児を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に従業員及び障害児等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。
- 4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的に(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所にあつては、毎月一回以上)行わなければならない。

- 5 指定児童発達支援事業者は、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

(重要事項の説明等)

第十二条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った通所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第十三条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(食事)

第十四条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)は、障害児の食育の推進に努めなければならない。

(健康管理)

第十五条 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、障害児の健康状態に注意を払うとともに、健康保持のために適切な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第十六条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第十七条 指定児童発達支援事業者は、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の自由の拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(虐待等の禁止)

第十八条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に関する権限の濫用の禁止)

第十九条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の長である管理者は、障害児に対し、法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置をとるときは、心身の苦痛を与え、名誉及び尊厳を害する等その権限を濫用してはならない。

(秘密を守る義務)

第二十条 指定児童発達支援事業所の従業者又は従業者であつた者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者又は従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第二十一条 指定児童発達支援事業者は、障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、苦情の解決を図るため、当該指定児童発達支援事業所の従業者以外の者を関与させなければならない。

(緊急時の対応)

第二十二条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十三条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県及び市町並びに当該障害児の家族等に連絡を行うと

ともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

### 第三章 指定医療型児童発達支援 (平二五条例一五・改称)

#### (医療型児童発達支援の原則)

第二十四条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定医療型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

#### (従業者)

- 第二十五条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)には、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する診療所として必要な従業者のほか、規則で定める員数の児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かななければならない。
- 2 指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むために必要な言語訓練等を行う場合には、規則で定める員数の機能訓練担当職員を置かななければならない。
  - 3 指定医療型児童発達支援事業所の従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができる。

#### (設備)

- 第二十六条 指定医療型児童発達支援事業所は、医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けなければならない。
- 2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。
  - 3 指定医療型児童発達支援事業所の設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項に規定する設備(医療法に規定する診療所として必要な設備を除く。)については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

#### (準用)

第二十七条 前章(第四条から第六条まで及び第八条から第十条までを除く。)の規定は、

指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第二十二条中「医療機関」とあるのは、「他の専門医療機関」と読み替えるものとする。

#### 第四章 指定放課後等デイサービス

(平二五条例一五・改称)

(放課後等デイサービスの原則)

第二十八条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

(従業者)

第二十九条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)には、規則で定める員数の児童指導員、保育士又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

- 2 指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、規則で定める員数の機能訓練担当職員を置かなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所には、規則で定める員数の嘱託医、看護師、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。
- 4 第一項に規定する従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(平二七条例二二・一部改正)

(設備)

第三十条 指定放課後等デイサービス事業所には、指導訓練室を設けるほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。
- 3 指定放課後等デイサービス事業所の設備は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第三十一条 第二章(第四条から第六条まで、第九条、第十条、第十四条、第十五条及び第十九条を除く。)の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

#### 第五章 指定保育所等訪問支援

(平二五条例一五・改称)

(保育所等訪問支援の原則)

第三十二条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援(以下「指定保育所等訪問支援」という。)の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

(従業者)

第三十三条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)には、規則で定める員数の訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

2 児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(設備)

第三十四条 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定保育所等訪問支援事業所の設備は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第三十五条 第二章(第四条から第六条まで、第八条から第十一条まで、第十四条、第十五条及び第十九条を除く。)の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第七条中「ただし」とあるのは、「ただし、第三十三条第一項の訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

#### 第六章 多機能型事業所の特例

(従業者の特例)

第三十六条 多機能型事業所(第四条に規定する指定児童発達支援の事業、第二十四条に規

定する指定医療型児童発達支援の事業、第二十八条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び第三十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第四十号)第二十四条に規定する指定生活介護の事業、同条例第四十三条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、同条例第四十五条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、同条例第四十九条に規定する指定就労移行支援の事業、同条例第五十三条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び同条例第五十六条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所(同条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。)をいう。)であって、第二章から前章までに規定する事業のみを行う者に対する第五条第一項及び第二項、第六条、第二十五条、第二十九条第一項及び第二項並びに第三十三条第一項の規定の適用については、第五条第一項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第二項及び第六条第一項から第四項までの規定中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第五項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第二十五条第一項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第二十九条第一項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第三十三条第一項中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」とする。

#### (設備の特例)

第三十七条 多機能型事業所の設備は、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備に兼ねることができる。

#### 第七章 基準該当通所支援

(平二五条例一五・追加)

#### (基準該当児童発達支援)

第三十八条 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)には、規則で定める員数の指導員又は保育士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

- 2 基準該当児童発達支援事業所には、指導訓練を行う場所を確保するほか、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 3 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

- 4 基準該当児童発達支援事業所の設備は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第二章(第五条、第六条、第八条から第十条まで、第十四条、第十五条及び第十九条を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。
- 6 規則で定める基準を満たした指定生活介護事業者(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第二十五条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護(同条例第二十四条に規定する指定生活介護をいう。)を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所(同条例第二十五条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、前各項の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。
- 7 規則で定める基準を満たした指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第三十五号)第三十四条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十八条の四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例(以下「市町条例」という。)に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護(同条例第三十三条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(市町条例に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)を提供する場合には、当該指定通所介護又は指定地域密着型通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所(同条例第三十四条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は当該指定地域密着型通所介護を行う指定地域密着型通所介護事業所(市町条例に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、第一項から第五項までの規定は、当該指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所については、適用しない。
- 8 規則で定める基準を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(市町条例に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(市町条例に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護(市町条例に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(市町条例に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(市町条例に規定する通いサービスをいう。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通い

サービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(市町条例に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(市町条例に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、第一項から第五項までの規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。

(平二五条例一五・追加、平二五条例四二・平二七条例二二・平二八条例二七・一部改正)

(基準該当放課後等デイサービス)

第三十九条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業については、第二章(第四条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十四条、第十五条及び第十九条を除く。)、第二十八条及び前条(第五項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「指導員又は保育士」とあるのは「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」と、同条第六項中「前各項」とあり、並びに同条第七項及び第八項中「第一項から第五項まで」とあるのは「次条において準用する第一項から第四項まで」と読み替えるものとする。

(平二五条例一五・追加、平二五条例四二・一部改正)

#### 第八章 雑則

(平二五条例一五・旧第七章繰下)

(規則への委任)

第四十条 この条例に定めるもののほか、指定障害児通所支援の事業等の運営に関する必要な基準は、規則で定める。

(平二五条例一五・旧第三十八条繰下・一部改正)

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)附則第五条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であつて、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。)附則第二十二条第一項の規定により整備法第五条の規

定による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」という。)第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされるものについては、平成二十七年三月三十一日までの間は、第五条第一項(児童発達支援管理責任者に係る部分に限る。)及び第二項並びに第二十九条第一項(児童発達支援管理責任者に係る部分に限る。)及び第二項の規定は、適用しない。

- 3 この条例の施行の際現に整備法附則第二十二条第二項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされる者に対する第六条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「言語聴覚士」とあるのは、「聴能訓練担当職員(聴能訓練を担当する職員をいう。)及び言語機能訓練担当職員(言語機能の訓練を担当する職員をいう。)」とする。

附 則(平成二五年条例第三号)抄

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第一五号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。  
(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)
- 2 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成二五年条例第四二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二七年条例第二二号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第五条及び第六条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成二八年条例第二七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成二十九年三月三十一日までの間において、改正後の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第三十八条第七項に規定する市町条

例(指定地域密着型通所介護に係る部分に限る。)が施行されるまでの間における当該市町に所在する事業所において指定地域密着型通所介護の事業を行う者についての同条の規定の適用については、同項中「介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十八条の四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例」とあるのは「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)」と、「市町条例」とあるのは「省令」とする。

#### 附 則(平成二九年条例第十六号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の指定を受けている放課後等デイサービスに係る指定通所支援の事業を行う者及び改正前の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正前の条例」という。）第三十九条において準用する改正前の条例第二章（第四条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十四条、第十五条及び第十九条を除く。）、第二十八条及び第三十八条（第五項を除く。）に定める基準を満たしている放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業を行う者については、平成三十年三月三十一日までの間は、改正後の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第二十九条第一項及び改正後の条例第三十九条において読み替えて準用する改正後の条例第三十八条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。